

第七次

やまぐち高齢者プラン

山口県老人福祉計画・山口県介護保険事業支援計画

《計画期間：令和3(2021)年度～5(2023)年度》



令和3(2021)年3月

山口県

はじめに



本格的な人口減少・少子高齢社会を迎える中、本県は、令和元年の高齢化率が全国第3位となっており、全国に先行して高齢化が進行しています。

このような中であっても、活気ある地域の中で、県民誰もがはつらつと暮らせる「活力みなぎる山口県」を実現していくためには、高齢者の皆さんが可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし、これまで培ってこられた豊富な知識や経験を活かし、地域を支える担い手として、いきいきと活躍することができる社会づくりを進めていくことが重要です。

新型コロナウイルス感染症の流行が続く中でも、直面する感染症の危機を克服し、活力に満ちた山口県の未来を切り拓いていくため、更なる感染拡大を防ぎ、県民の皆様命と健康を守るとともに、危機から生まれた社会全体のデジタルトランスフォーメーションの動きを施策推進に確実に取り込み、これからの成長につなげていく必要があります。

県では、これまでも「やまぐち高齢者プラン」に基づき、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築をはじめ、様々な高齢者施策を計画的に推進してきたところですが、今後、高齢化の更なる進行、高齢単身世帯や認知症の人の増加等が見込まれることから、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる2025年、さらには「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる2040年を見据え、地域包括ケアシステムの深化・推進や高齢者が活躍する地域社会の実現に向けて、一層積極的に取り組んでいくことが求められています。

こうした取組を推進するため、このたび、「山口県高齢者保健福祉推進会議」の委員の皆様をはじめ、広く県民の皆様の御意見をお聴きしながら、今後3年間の本県の高齢者施策の基本指針となる「第七次やまぐち高齢者プラン」を策定いたしました。

私は、今後、このプランに基づき、市町や関係団体等と一体となって、各分野にわたる施策を着実に推進し、「だれもが生涯にわたり、住み慣れた家庭や地域で、安心していきいきと暮らせる社会づくり」の実現に向けて、全力で取り組んでまいりますので、県民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和3年(2021年)3月

山口県知事 村岡嗣政

目 次

策定に当たって	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付けと役割	1
3 市町計画及び医療計画との整合性の確保	2
4 圏域の設定	2
5 計画の期間及び見直しの時期	3
第1章 高齢者を取り巻く現状と将来推計	4
1 高齢化の進行	4
(1) 人口の推移	4
(2) 高齢化の要因	7
2 高齢者の状況	8
(1) 団塊の世代・団塊ジュニア世代の高齢化	8
(2) 要支援・要介護認定者の増加	9
(3) 高齢単身世帯の増加	13
(4) 認知症の人の増加	14
(5) 高齢者の住居の状況	14
(6) 高齢者の就業の状況	15
(7) 高齢者の社会活動等の状況	16
3 介護人材の需給推計	17
(1) 推計の趣旨	17
(2) 介護職員の需要・供給の推計	17
第2章 計画の基本目標	18
1 基本目標	18
2 計画推進の基本的方向	18
3 施策体系	19
第3章 施策の具体的な展開	21
I 地域包括ケアシステムの深化・推進	21
第1 地域包括ケアシステムの基盤強化	21
1 地域の連携体制の強化	22
(1) 高齢者の状態に応じた各サービスの連携	22
(2) 適切なサービスの提供に資する情報の共有化	22
2 地域包括支援センターの機能強化	23
(1) 体制の強化	23
ア 職員の配置と養成	23

イ	運営体制	24
(2)	総合相談機能の強化	24
(3)	コーディネート機能の強化	25
3	地域ケア会議の推進	25
(1)	体制づくり	25
(2)	多職種連携	25
(3)	質の向上	26
4	地域住民等の参加の促進	27
(1)	支え合いの体制づくりの促進	27
(2)	住民活動への支援	27
第2	自立支援、介護予防・重度化防止の推進	28
1	自立した日常生活・在宅生活への支援	29
(1)	生活支援サービスに係る市町支援の充実	29
ア	福祉の輪づくり運動の促進や地域資源を活用した重層的な見守り・支え合い体制の充実・強化	29
イ	配食等による生活支援	30
ウ	生活支援の取組を支える人材の養成や体制の整備	30
(2)	良質な高齢者向け住まいの確保	31
ア	高齢者居住関係施策の推進	31
イ	住宅施策と連携した取組の推進	34
(3)	家族介護者への支援	34
ア	相談体制の充実	35
イ	家族介護支援事業に対する支援	35
ウ	適切な介護サービス等の提供	35
2	健康づくりと介護予防・重度化防止の推進	36
(1)	生涯を通じた健康寿命延伸に向けた取組の推進	36
ア	生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底	36
イ	社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上	36
ウ	生活習慣の改善及び取り巻く環境の整備	37
エ	健康を支え、守るための社会環境の整備	37
(2)	介護予防・重度化防止に係る市町支援の充実等	38
ア	介護予防ケアマネジメントの促進	38
(ア)	介護予防が必要な高齢者の早期把握	38
(イ)	介護予防ケアマネジメントの確立	38
イ	ニーズに応じた介護予防・重度化防止に係るサービスの提供	39
(ア)	介護予防・日常生活支援総合事業の推進	39
a	一般介護予防事業	39
b	介護予防・生活支援サービス事業	40
(イ)	重度化防止に係るサービスの推進	41
ウ	関係機関等との連携強化による介護予防の推進	41
(ア)	地域包括支援センターと事業者との連携強化	41

(イ) リハビリテーション専門職等との連携強化	42
3 地域における支援の充実	43
(1) 市町における包括的な支援体制整備への支援	43
(2) 地域での生活を支える基盤づくり	43
ア 福祉のまちづくりの推進	43
イ 高齢者の安心・安全対策の推進	44
(3) 高齢者虐待の防止及び権利擁護の推進	45
ア 高齢者虐待の防止対策の推進	45
イ 高齢者の権利擁護の推進	46
(4) 災害時における要配慮者への支援	47
(5) 感染症発生時の要援護者への支援	48
第3 介護サービスの充実	49
1 介護サービスの見込量と提供体制の整備	53
(1) 居宅介護支援サービス、介護予防支援サービス	53
(2) 居宅サービス、介護予防サービス	54
ア 訪問介護	54
イ 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護	55
ウ 訪問看護、介護予防訪問看護	56
エ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション	57
オ 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	58
カ 通所介護	59
キ 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション	60
ク 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	61
ケ 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護	62
コ 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与	63
サ 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売	64
シ 住宅改修（居宅サービス、介護予防サービス）	65
(3) 地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス	66
ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	66
イ 夜間対応型訪問介護	67
ウ 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護	68
エ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	69
オ 看護小規模多機能型居宅介護	70
カ 地域密着型通所介護	71
(4) 施設・居住系サービス	72
ア 施設サービス	72
(ア) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	73
a 介護老人福祉施設	74
b 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	75
(イ) 介護老人保健施設	76

(ウ) 介護医療院	77
(エ) 介護療養型医療施設	78
イ 居住系サービス	79
(ア) 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活 介護（認知症高齢者グループホーム）	79
(イ) 介護専用型特定施設入居者生活介護	80
(ウ) 混合型特定施設入居者生活介護、介護予防混合型特定施設入 居者生活介護（介護専用型以外の特定施設）	80
(エ) 地域密着型特定施設入居者生活介護	82
(オ) 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホー ム及びサービス付き高齢者向け住宅	82
(5) 個室ユニット型施設等の整備の促進	83
(6) 円滑な療養病床再編成への対応	84
ア 相談体制の整備	84
イ 療養病床転換に対する支援措置の活用促進	84
2 介護サービスの円滑な提供	86
(1) 利用者主体の体制づくり	86
ア 介護サービス情報の公表	86
イ 介護保険に関する情報提供及び苦情・相談処理体制の確保	86
ウ 特別養護老人ホームにおける優先入所	87
エ 共生型サービスへの対応	87
(2) 介護サービスの質の向上	88
ア サービス評価の推進	88
イ 身体的拘束廃止に向けた取組の推進	88
ウ 事業者及び職種間の連携強化	88
(3) 地域の実情に応じた適切な介護サービスの確保	89
(4) 災害や感染症対策に係る体制整備	89
ア 災害対策に係る体制整備	89
(ア) 非常災害時相互応援協定の締結の促進	89
(イ) 災害時における広域的な福祉支援体制の充実	89
(ウ) 防災マニュアル等の策定に関する指導	89
(エ) 土砂災害防止のための立地に関する指導	89
イ 感染症対策に係る体制整備	90
(ア) 平時における感染症対策の推進	90
(イ) 感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・ 調達・供給体制の整備	90
(ウ) 感染症発生時の応援体制の構築	90
第4 介護保険制度運営の適正化	91
1 安定的な制度運営のための体制づくり	91
(1) 介護給付の適正化の取組の推進	91
(2) 市町等に対する支援	93

(3) 事業者への指導・助言	93
第5 在宅医療・介護連携の推進	94
1 在宅医療・介護に関する理解促進	95
2 在宅医療・介護提供体制の充実	96
3 関係者が連携した総合的な在宅医療・介護サービスの提供	98
第6 認知症施策の推進	99
1 認知症に関する理解促進と本人発信支援	100
(1) 認知症に関する啓発活動の実施	100
(2) 認知症サポーター等の養成	100
(3) 認知症の人本人からの発信支援	101
2 認知症の予防及び容態に応じた施策の推進	102
(1) 予防の推進	102
(2) 早期の発見・診断・対応	102
(3) 容態に応じた適切なケア	103
(4) サービス提供体制の充実・強化	104
(5) 地域の実情に応じた医療・介護サービスの円滑な連携の推進	104
3 若年性認知症の人に対する支援	106
4 認知症の人や家族が希望をもって暮らせる地域づくり	107
(1) 認知症の人とその家族の視点を重視した地域づくりの促進	107
(2) 地域の実情に応じた見守り支援体制づくりの促進	107
第7 人材の確保と資質の向上及び業務の効率化と質の向上	110
1 福祉・介護人材の養成と確保	111
(1) 福祉・介護人材の安定的な確保	111
ア 新たな人材の参入促進	111
イ 離職した介護人材の呼び戻し	112
ウ 学校教育等との連携による将来的な担い手の育成	112
エ 福祉・介護の魅力発信による職業イメージの向上	112
オ 介護事業者による主体的な取組促進	112
(2) 福祉・介護人材の養成	113
2 福祉・介護人材の資質の向上	119
(1) キャリアパスに対応した研修等の計画的な実施	119
(2) 専門性の向上を図るための研修の充実	119
3 労働環境・処遇の改善	120
(1) 労働条件・職場環境の改善と福利厚生の実施	120
4 業務の効率化と質の向上	121
(1) 介護現場における取組の促進	121
(2) 文書に係る負担軽減等	121
Ⅱ 高齢者が活躍する地域社会の実現	122
第1 社会参画の促進	122
1 高齢者の活力発揮による多様な社会参画の促進	122

(1) 社会参画意識の醸成	123
(2) 関係機関による推進	123
(3) 高齢者の主体的な社会参画の促進	123
ア 老人クラブ活動の振興	123
イ NPO活動、ボランティア活動等の促進	123
ウ 仲間づくりへの支援	124
エ 地域間交流活動の促進	125
オ 世代間交流活動の促進	125
(4) 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進	125
ア ねんりんピック山口の開催	125
イ 生涯学習・文化活動	126
ウ スポーツ活動	126
エ 人材の養成	127
第2 就労に向けた支援	128
1 働く環境づくりと就業機会の確保・就業支援	128
(1) 高年齢者雇用確保措置の導入促進	128
(2) 働く環境づくり	129
(3) 就業機会の確保・就業支援	129
(4) シルバー人材センターへの支援	129
第4章 計画の推進・点検体制	130
1 計画の推進体制	130
(1) 市町との連携	130
(2) 関係団体等との連携	130
(3) 行政各部門の連携	130
2 計画の普及	131
3 計画の調査、分析、評価及び公表	131
巻末資料	132
資料1 「第七次やまぐち高齢者プラン」（素案）に対する意見募集の結果概要	132
資料2 山口県高齢者保健福祉推進会議設置要綱	133
資料3 山口県高齢者保健福祉推進会議委員	134
資料4 計画の策定経過	135
資料5 数値目標一覧	136
用語解説	137

策定に当たって

1 策定の趣旨

全国的に高齢化が進む中、本県では令和元年の高齢化率が34.3%と、全国第3位の高齢化率となっており、全国に先行して高齢化が進行しています。

さらに、総人口、生産年齢人口が減少する中で、令和7(2025)年には、いわゆる団塊の世代が75歳以上となり、高齢単身世帯や認知症高齢者等の増加が見込まれていることに加え、令和22(2040)年にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となることから、今後一層の高齢化の進行が見込まれています。

本県では、これまで、平成30(2018)年3月に策定した「第六次やまぐち高齢者プラン」(以下「六次プラン」という。)に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせる社会づくりを進めるため、地域包括ケアシステムの構築や介護サービスの充実をはじめ、様々な高齢者施策の計画的な推進を図ってきました。

こうした中、介護保険が令和3(2021)年度から第8期事業計画期間に移行することなどから、六次プランを見直し、今後3年間の高齢者保健福祉推進の基本となる「第七次やまぐち高齢者プラン」(以下「計画」という。)を次の視点により策定するものです。

【策定の主な視点】

- 本県の高齢者を取り巻く現状や六次プランの進捗状況、介護保険制度の改正等を反映
- 令和7(2025)年・令和22(2040)年を見据え、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進していくため、重点的に進める施策を明確化
- 介護サービスの見込量や施設整備等の圏域調整による、「市町老人福祉計画」及び「市町介護保険事業計画」(以下「市町計画」という。)との整合性を確保
- 病床機能の分化・連携の取組により生じる介護施設・在宅医療等の追加的需要について、「第7次山口県保健医療計画」(以下「医療計画」という。)との整合性を確保

2 計画の位置付けと役割

この計画は、老人福祉法第20条の9の規定に基づく「老人福祉計画」と介護保険法第118条の規定に基づく「介護保険事業支援計画」として位置付けられ、本県における高齢者施策を総合的、計画的に推進するための基本指針となるものです。

また、この計画は、「山口県地域福祉支援計画」、「健康やまぐち21計画」など、本県の高齢者施策の推進に関連する他の計画等と緊密に連携しながら施策を推

進することとし、次のような役割を担うこととします。

- (1) 県においては、市町と一体となって、高齢者施策を総合的、計画的に推進するための基本指針とします。
- (2) 市町に対しては、高齢者施策推進の共通指針として、県と一体となった取組の推進を期待します。
- (3) 県民、民間団体、事業者等に対しては、この計画の推進について理解と協力を求め、自主的かつ創造的な活動を期待します。

3 市町計画及び医療計画との整合性の確保

住民に最も身近で、介護保険の保険者である市町においては、地域のニーズを踏まえ、県との連携の下、介護保険サービスをはじめとする高齢者サービスの見込量を設定するとともに、その計画的な提供を目的として、「市町老人福祉計画」と「市町介護保険事業計画」を一体的に策定します。

また、平成30(2018)年度から医療計画と作成、見直しのサイクルが一致しており、在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築と病床機能の分化及び連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築が一体的に行われるよう、介護サービス見込量と在宅医療等の整備目標について整合性を確保する必要があります。

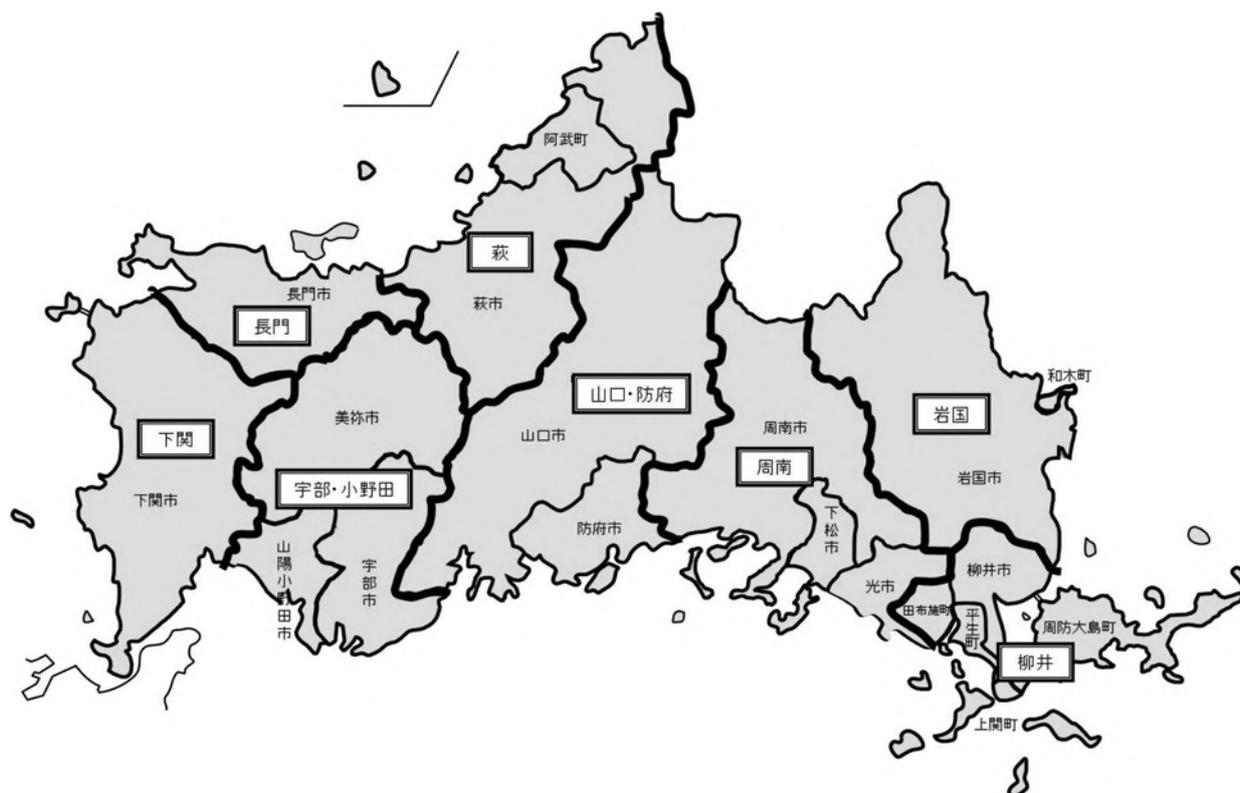
これらを踏まえ、本計画においては、各市町の均衡のとれた介護サービス提供水準の確保や介護保険制度等の円滑な運営が図られるよう、市町計画を基に、各高齢者保健福祉圏域及び県全体の介護サービス見込量を設定するとともに、医療・介護関係者間でより緊密に連携して医療計画との整合性を確保し、広域的な観点に立って、地域包括ケアシステムの深化・推進や高齢者の社会参画の促進など、今後、取り組むべき施策を定めます。

4 圏域の設定

この計画においては、広域的な観点から、総合的なサービス提供体制の整備を進めるため、高齢者保健福祉圏域を設定します。

この計画は、保健・医療・福祉の緊密な連携により推進することが重要であることから、高齢者保健福祉圏域と医療計画に定める保健医療圏を一致させ、県内を8圏域に区分します。

【図1】高齢者保健福祉圏域



5 計画の期間及び見直しの時期

この計画の期間は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間とします。

また、この計画は、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年を見据えて策定しています。

なお、令和5(2023)年度には必要な見直しを行い、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までを期間とする次期計画を策定することとしています。

【図2】高齢者プランの計画期間

H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
策定		第六次高齢者プラン							
				策定		第七次高齢者プラン			
						策定		次期計画	

第1章 高齢者を取り巻く現状と将来推計

1 高齢化の進行

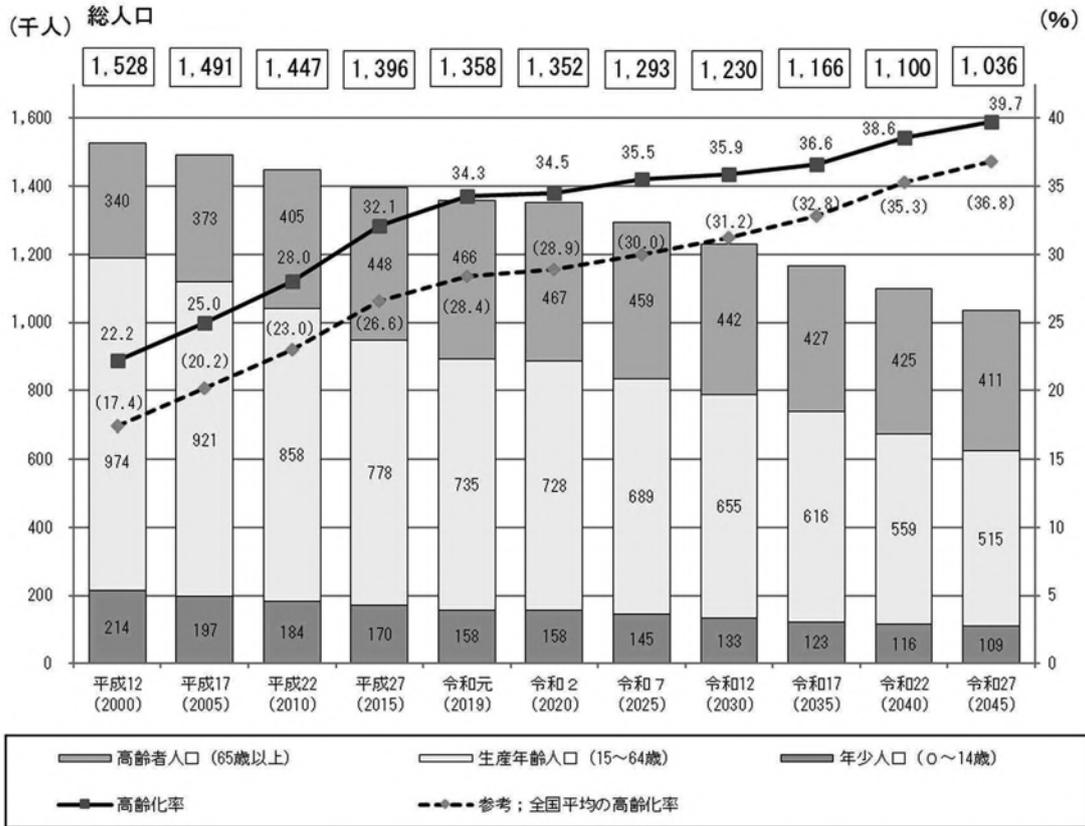
(1) 人口の推移

本県の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、令和元(2019)年には34.3%と全国（28.4%）よりも5.9ポイント高く、全国第3位の高齢化率となっており、全国に先行して高齢化が進んでいます。

また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、全国的には、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年頃に高齢者人口のピークを迎えるとされていますが、本県の高齢者人口は令和2(2020)年の46万7千人をピークに緩やかに減少に転ずることが予測されています。

一方、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）の減少が大きいことから、令和22(2040)年には高齢化率が38.6%となり、今後一層の高齢化が進むことが予測されています。

【図1-1-1】山口県の人口の将来推計



(注) 平成27(2015)年以前の総人口には、年齢不詳分を含まない。

[資料] 平成27(2015)年以前：「国勢調査」(総務省)

令和元(2019)年：「推計人口」(総務省)

令和2(2020)年以降：「日本の都道府県別将来推計人口(平成30年3月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

【表1-1-1】山口県の人口の将来推計

(単位：千人)

区 分	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	
総人口	1,447	1,396	1,358	1,352	1,293	1,230	1,166	1,100	1,036	
全 国	127,081	125,641	126,167	125,325	122,544	119,125	115,216	110,919	106,421	
年 齢	0～14歳 (12.7%)	170 (12.2%)	158 (11.6%)	158 (11.7%)	145 (11.2%)	133 (10.8%)	123 (10.6%)	116 (10.6%)	109 (10.5%)	
	全 国	16,803 (13.2%)	15,887 (12.6%)	15,210 (12.1%)	15,075 (12.0%)	14,073 (11.5%)	13,212 (11.1%)	12,457 (10.8%)	11,936 (10.8%)	11,384 (10.7%)
三 歳 区 分	15～64歳 (59.3%)	778 (55.7%)	735 (54.1%)	728 (53.8%)	689 (53.3%)	655 (53.2%)	616 (52.8%)	559 (50.8%)	515 (49.8%)	
	全 国	81,032 (63.8%)	76,289 (60.7%)	75,072 (59.5%)	74,058 (59.1%)	71,701 (58.5%)	68,754 (57.7%)	64,942 (56.4%)	59,777 (53.9%)	55,845 (52.5%)
高 齢 化 率 〔全国順位〕	65歳以上 (28.0%)	448 (32.1%)	466 (34.3%)	467 (34.5%)	459 (35.5%)	442 (35.9%)	427 (36.6%)	425 (38.6%)	411 (39.7%)	
	うち75歳 以上高齢者 (14.6%)	226 (16.2%)	246 (18.1%)	248 (18.3%)	281 (21.7%)	288 (23.4%)	276 (23.6%)	257 (23.3%)	245 (23.6%)	
	全 国	29,246 (23.0%)	33,465 (26.6%)	35,885 (28.4%)	36,192 (28.9%)	36,771 (30.0%)	37,160 (31.2%)	37,817 (32.8%)	39,206 (35.3%)	39,192 (36.8%)
	うち75歳 以上高齢者 (11.1%)	16,126 (12.8%)	18,490 (14.7%)	18,720 (14.9%)	21,800 (17.8%)	22,884 (19.2%)	22,597 (19.6%)	22,392 (20.2%)	22,767 (21.4%)	
高 齢 化 率 〔全国順位〕	28.0% 〔4位〕	32.1% 〔4位〕	34.3% 〔3位〕	34.5% 〔4位〕	35.5% 〔8位〕	35.9% 〔15位〕	36.6% 〔19位〕	38.6% 〔19位〕	39.7% 〔21位〕	

(注) 1) ()内の数値は、総人口に対する割合(構成比)。

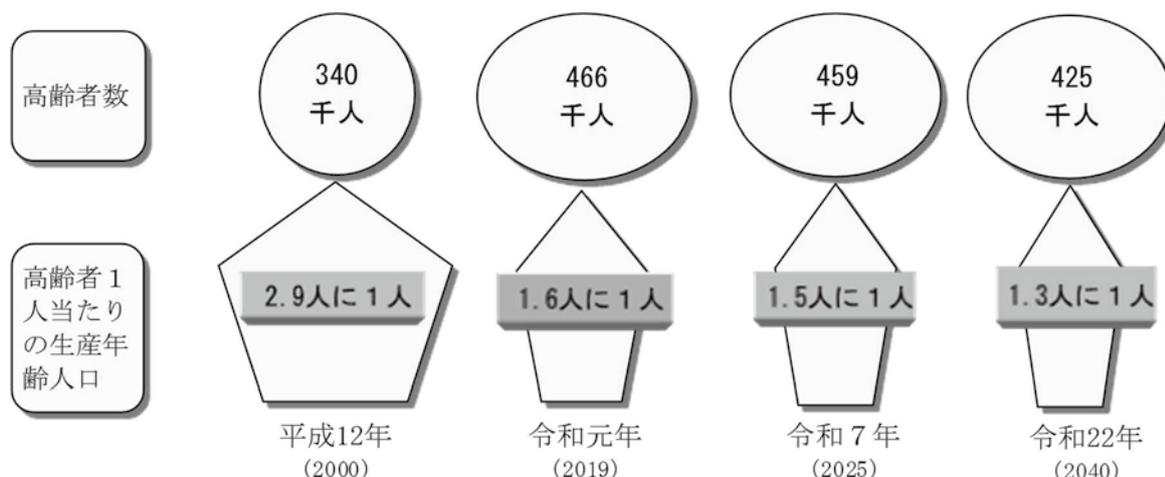
2) 平成27(2015)年以前の総人口には、年齢不詳分を含まない。

〔資料〕平成27(2015)年以前：「国勢調査」(総務省)

令和元(2019)年：「推計人口」(総務省)

令和2(2020)年以降：「日本の都道府県別将来推計人口(平成30年3月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

【図1-1-2】山口県の高齢者1人当たりの生産年齢人口の推移



<圏域別の状況>

県内の各圏域の高齢化率は、いずれも全国(28.4%)を超えています。

特に、高齢化が進んでいるのは、萩圏域（43.9%）、長門圏域（43.7%）、柳井圏域（42.7%）で、高齢化率が県内で最も低い、山口・防府圏域（29.7%）と萩圏域との差は14.2ポイントの開きがあり、地域差が生じています。

市町別にみると、高齢化が最も進んでいるのは上関町（55.9%）で、次いで周防大島町（54.4%）、阿武町（48.7%）となっており、13市町において既に3人に1人以上が高齢者となっています。

一方、高齢化率が最も低いのは、和木町（26.2%）で、次いで山口市（29.1%）となっており、上関町と和木町の差は29.7ポイントとなっています。

また、全市町において、65歳以上人口のうち75歳以上人口の割合が既に50%を超えています。

【表1-1-2】圏域別・市町別高齢者人口（令和元(2019)年10月1日現在）

（単位：人）

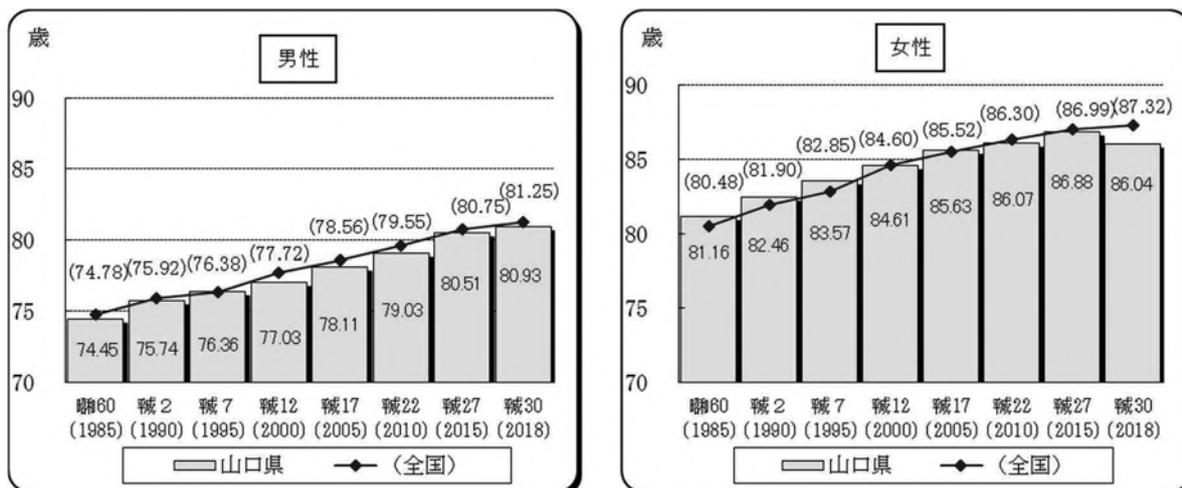
圏域	市町名	総人口	65歳以上人口		75歳以上人口		
		A	人口 B	B/A	人口 C	C/A	C/B
岩国	岩国市	130,372	46,871	36.0%	25,496	19.6%	54.4%
	和木町	6,238	1,632	26.2%	832	13.3%	51.0%
	圏域計	136,610	48,503	35.5%	26,328	19.3%	54.3%
柳井	柳井市	31,198	12,117	38.8%	6,530	20.9%	53.9%
	周防大島町	15,369	8,354	54.4%	4,998	32.5%	59.8%
	上関町	2,401	1,341	55.9%	801	33.4%	59.7%
	田布施町	14,753	5,335	36.2%	2,816	19.1%	52.8%
	平生町	12,095	5,234	43.3%	3,077	25.4%	58.8%
	圏域計	75,816	32,381	42.7%	18,222	24.0%	56.3%
周南	下松市	56,634	16,724	29.5%	8,513	15.0%	50.9%
	光市	49,686	17,914	36.1%	9,667	19.5%	54.0%
	周南市	139,829	46,301	33.1%	24,032	17.2%	51.9%
	圏域計	246,149	80,939	32.9%	42,212	17.1%	52.2%
山口・防府	山口市	194,990	56,776	29.1%	29,571	15.2%	52.1%
	防府市	114,256	35,139	30.8%	18,152	15.9%	51.7%
	圏域計	309,246	91,915	29.7%	47,723	15.4%	51.9%
宇部・小野田	宇部市	164,325	54,402	33.1%	27,868	17.0%	51.2%
	美祿市	23,999	10,057	41.9%	5,418	22.6%	53.9%
	山陽小野田市	60,925	20,551	33.7%	10,529	17.3%	51.2%
	圏域計	249,249	85,010	34.1%	43,815	17.6%	51.5%
下関	下関市	257,038	91,176	35.5%	48,349	18.8%	53.0%
長門	長門市	32,817	14,346	43.7%	7,667	23.4%	53.4%
萩	萩市	45,435	19,798	43.6%	10,614	23.4%	53.6%
	阿武町	3,135	1,528	48.7%	841	26.8%	55.0%
	圏域計	48,570	21,326	43.9%	11,455	23.6%	53.7%
県計		1,355,495	465,596	34.3%	245,771	18.1%	52.8%

〔資料〕「山口県推計人口」（山口県統計分析課）

(2) 高齢化の要因

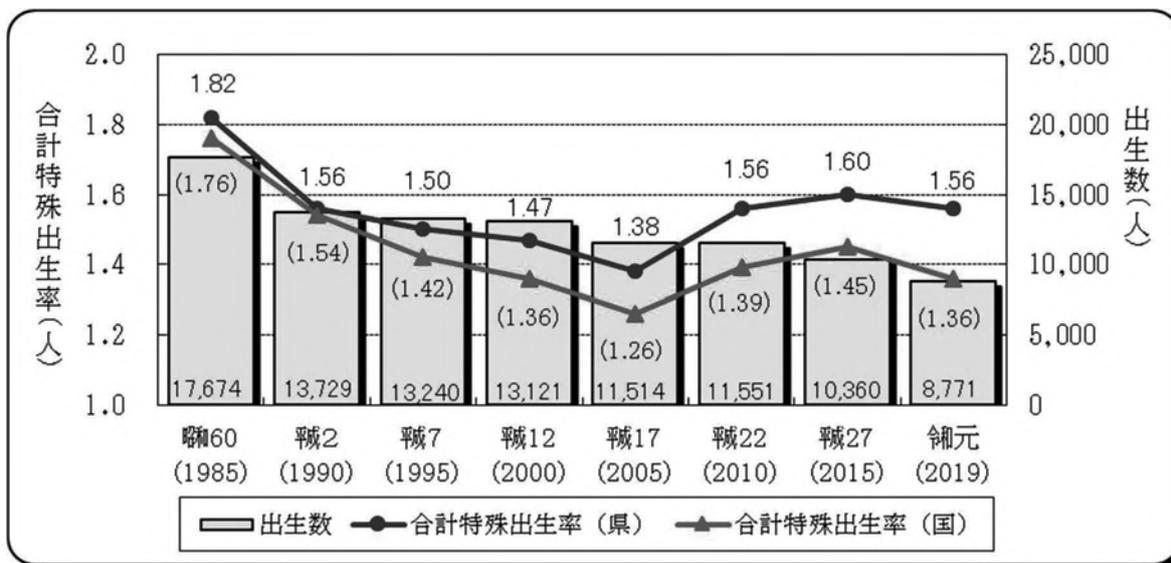
高齢化の主な要因としては、平均寿命の延伸による高齢者人口の増加や少子化の進行による若年人口の減少が挙げられます。

【図1-1-3】平均寿命の推移



[資料] 平成27(2015)年以前：山口県は「都道府県別生命表」(厚生労働省)、全国は「完全生命表」(厚生労働省)。平成30(2018)年：「山口県簡易生命表」(山口県厚政課)

【図1-1-4】出生数、合計特殊出生率の推移



[資料] 「人口動態統計」(厚生労働省)

2 高齢者の状況

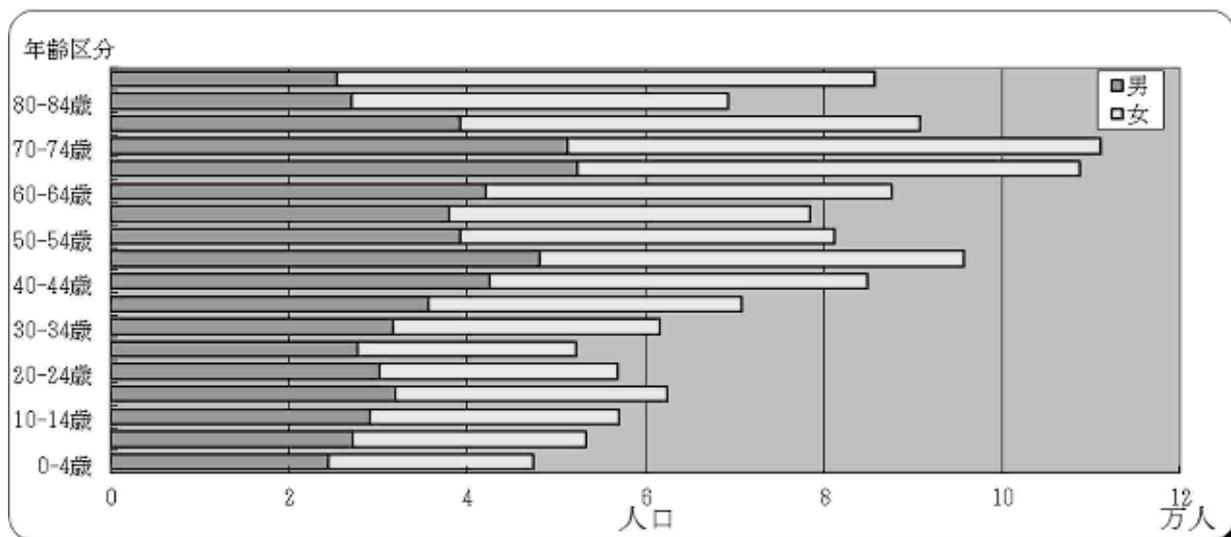
高齢化の進行に伴い、要支援・要介護認定者、高齢単身世帯や認知症の人の増加が見込まれています。

一方で、社会活動に参加している高齢者の割合は、増加傾向にあります。

(1) 団塊の世代・団塊ジュニア世代の高齢化

昭和22(1947)年から昭和24(1949)年に生まれた団塊の世代の人口は、約7万9千人で、既に65歳以上になっていますが、令和7(2025)年には75歳以上になるほか、令和22(2040)年にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になることから、今後、県全体の年齢構成の高齢化が進むことが予想されています。

【図1-2-1】年齢別人口構成（令和元(2019)年10月1日現在）



【資料】「山口県推計人口」（山口県統計分析課）

【表1-2-1】65歳、75歳以上人口及び割合の増減

(単位：千人)

区 分		平成17年 (2005)	平成27年 (2015)	増減	令和7年 (2025)	増減	令和22年 (2040)	増減
		65歳以上人口	山口県	373	448	75	459	11
	全 国	25,672	33,465	7,793	36,771	3,306	39,206	2,435
割合	山口県	25.0%	32.1%	7.1%	35.5%	3.4%	38.6%	3.1%
	全 国	20.2%	26.6%	6.4%	30.0%	3.4%	35.3%	5.3%
75歳以上人口	山口県	182	226	44	281	55	257	▲ 24
	全 国	11,602	16,126	4,524	21,800	5,674	22,392	592
割合	山口県	12.2%	16.2%	4.0%	21.7%	5.5%	23.3%	1.6%
	全 国	9.1%	12.8%	3.7%	17.8%	5.0%	20.2%	2.4%

【資料】平成27(2015)年以前：「国勢調査」（総務省）

令和7(2025)年以降：「日本の都道府県別将来推計人口(平成30年3月推計)」（国立社会保障・人口問題研究所）

(2) 要支援・要介護認定者の増加

要支援・要介護認定者数については、令和2(2020)年度の約9万人から令和5(2023)年度には約9万5千人に増加する見込みです。

また、第1号被保険者数は今後減少傾向にあります、要支援・要介護認定者数は増加する見込みです。

【表1-2-2】 要支援・要介護認定者数の推計

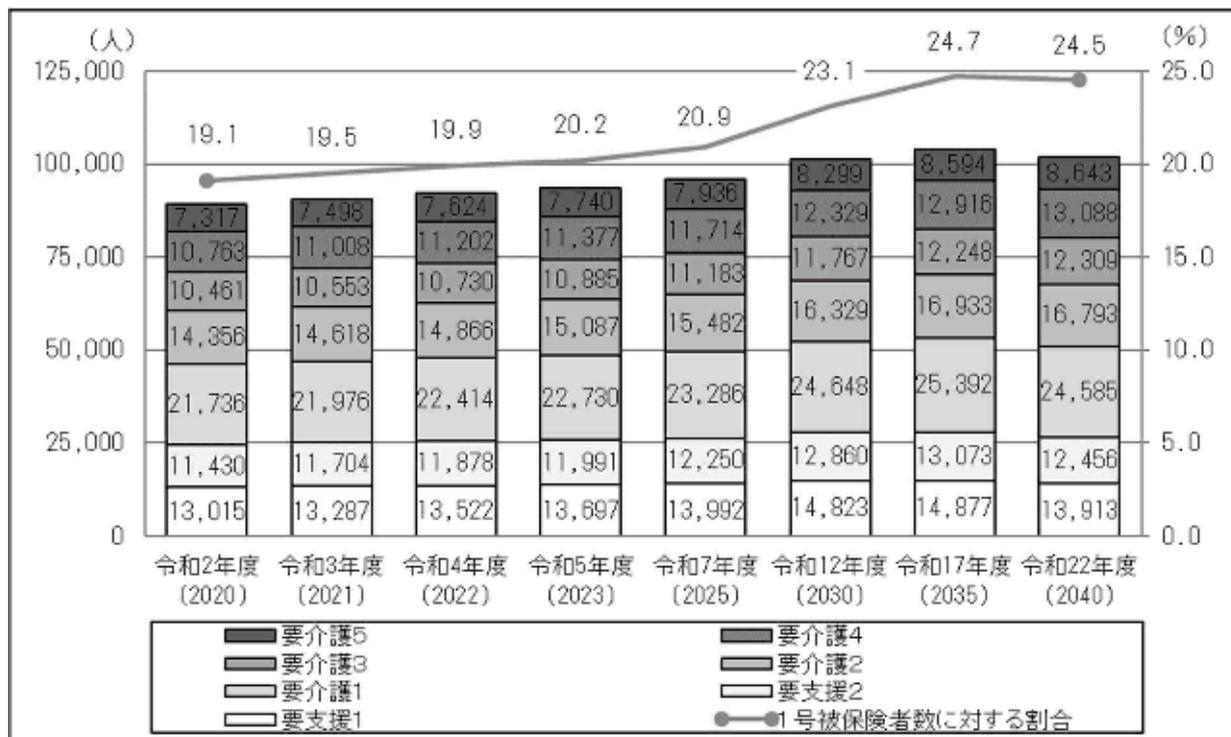
(単位：人)

区 分	計 画 前 (令和2年度) (2020) a	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023) b	b / a	令和7年度 (2025) c	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040) d	c / a	d / a
第1号被保険者数	465,212	465,563	463,811	462,165	99.3%	457,511	437,867	420,408	415,009	98.3%	89.2%
要支援・要介護認定者数(第1号被保険者) (第1号被保険者に占める割合)	89,078 (19.1%)	90,644 (19.5%)	92,236 (19.9%)	93,507 (20.2%)	105.0%	95,843 (20.9%)	101,055 (23.1%)	104,033 (24.7%)	101,787 (24.5%)	107.6%	114.3%
要支援1	13,015	13,287	13,522	13,697	105.2%	13,992	14,823	14,877	13,913	107.5%	106.9%
要支援2	11,430	11,704	11,878	11,991	104.9%	12,250	12,860	13,073	12,456	107.2%	109.0%
要介護1	21,736	21,976	22,414	22,730	104.6%	23,286	24,648	25,392	24,585	107.1%	113.1%
要介護2	14,356	14,618	14,866	15,087	105.1%	15,482	16,329	16,933	16,793	107.8%	117.0%
要介護3	10,461	10,553	10,730	10,885	104.1%	11,183	11,767	12,248	12,309	106.9%	117.7%
要介護4	10,763	11,008	11,202	11,377	105.7%	11,714	12,329	12,916	13,088	108.8%	121.6%
要介護5	7,317	7,498	7,624	7,740	105.8%	7,936	8,299	8,594	8,643	108.5%	118.1%
要支援・要介護認定者数(第2号被保険者)	1,461	1,471	1,460	1,448	99.1%	1,426	1,350	1,251	1,103	97.6%	75.5%
要支援・要介護認定者数合計	90,539	92,115	93,696	94,955	104.9%	97,269	102,405	105,284	102,890	107.4%	113.6%

[資料] 令和2(2020)年度：「介護保険事業状況報告」(厚生労働省)

令和3(2021)年度以降：各市町の推計数値(「見える化」システムの「将来推計機能」による)の集計。

【図1-2-2】 第1号被保険者における要支援・要介護認定者数の推計



【表1-2-3】第1号被保険者における要支援・要介護認定者数の推計（圏域別）

（単位：人）

年度	区 分	岩国	柳井	周南	山口・防府	宇部・小野田	下関	長門	萩	計
令和2 (2020) 年度	要支援・要介護認定者数	9,326 (19.2%)	5,939 (18.7%)	13,043 (16.1%)	17,927 (19.6%)	16,365 (19.2%)	19,677 (21.5%)	2,721 (19.0%)	4,080 (19.0%)	89,078 (19.1%)
	要支援1	950	754	1,628	3,112	2,057	3,711	230	573	13,015
	要支援2	1,284	620	1,771	2,319	1,964	2,658	318	496	11,430
	要介護1	2,204	1,405	3,296	4,382	4,260	4,580	634	975	21,736
	要介護2	1,883	1,013	2,057	2,824	2,779	2,640	551	609	14,356
	要介護3	1,141	821	1,499	1,923	2,070	2,104	407	496	10,461
	要介護4	1,095	725	1,612	1,946	1,946	2,552	325	562	10,763
要介護5	769	601	1,180	1,421	1,289	1,432	256	369	7,317	
令和3 (2021) 年度	要支援・要介護認定者数	9,485 (19.6%)	6,027 (19.1%)	13,398 (16.5%)	18,357 (19.9%)	16,528 (19.4%)	20,089 (21.9%)	2,693 (19.2%)	4,067 (19.0%)	90,644 (19.5%)
	要支援1	960	771	1,647	3,288	2,059	3,775	220	567	13,287
	要支援2	1,299	637	1,817	2,420	2,001	2,716	309	505	11,704
	要介護1	2,240	1,407	3,383	4,482	4,270	4,635	607	952	21,976
	要介護2	1,916	1,017	2,124	2,833	2,799	2,731	565	633	14,618
	要介護3	1,162	831	1,545	1,912	2,104	2,121	401	477	10,553
	要介護4	1,123	731	1,675	2,021	1,970	2,599	331	558	11,008
要介護5	785	633	1,207	1,401	1,325	1,512	260	375	7,498	
令和4 (2022) 年度	要支援・要介護認定者数	9,656 (20.0%)	6,022 (19.3%)	13,740 (17.0%)	18,820 (20.3%)	16,720 (19.8%)	20,522 (22.5%)	2,699 (19.4%)	4,057 (19.0%)	92,236 (19.9%)
	要支援1	971	770	1,684	3,399	2,072	3,841	221	564	13,522
	要支援2	1,316	635	1,858	2,485	2,011	2,765	305	503	11,878
	要介護1	2,286	1,403	3,481	4,617	4,331	4,735	609	952	22,414
	要介護2	1,955	1,016	2,179	2,896	2,829	2,791	568	632	14,866
	要介護3	1,184	832	1,587	1,947	2,131	2,174	403	472	10,730
	要介護4	1,144	731	1,717	2,050	2,001	2,667	333	559	11,202
要介護5	800	635	1,234	1,426	1,345	1,549	260	375	7,624	
令和5 (2023) 年度	要支援・要介護認定者数	9,748 (20.3%)	6,010 (19.5%)	14,030 (17.4%)	19,254 (20.6%)	16,898 (20.1%)	20,776 (22.9%)	2,716 (19.9%)	4,075 (19.3%)	93,507 (20.2%)
	要支援1	977	764	1,719	3,493	2,085	3,875	220	564	13,697
	要支援2	1,323	627	1,890	2,532	2,016	2,793	307	503	11,991
	要介護1	2,304	1,402	3,556	4,733	4,378	4,792	609	956	22,730
	要介護2	1,980	1,014	2,228	2,974	2,858	2,825	572	636	15,087
	要介護3	1,195	833	1,619	1,984	2,159	2,208	409	478	10,885
	要介護4	1,161	733	1,757	2,086	2,033	2,710	335	562	11,377
要介護5	808	637	1,261	1,452	1,369	1,573	264	376	7,740	
令和7 (2025) 年度	要支援・要介護認定者数	9,876 (20.9%)	5,980 (19.8%)	14,526 (18.3%)	20,100 (21.4%)	17,457 (21.0%)	21,079 (23.6%)	2,739 (20.6%)	4,086 (19.7%)	95,843 (20.9%)
	要支援1	985	767	1,781	3,622	2,152	3,904	220	561	13,992
	要支援2	1,330	622	1,954	2,633	2,083	2,819	307	502	12,250
	要介護1	2,325	1,393	3,685	4,944	4,515	4,860	610	954	23,286
	要介護2	2,016	1,006	2,308	3,116	2,948	2,870	578	640	15,482
	要介護3	1,216	828	1,676	2,079	2,238	2,249	415	482	11,183
	要介護4	1,185	730	1,819	2,188	2,105	2,776	343	568	11,714
要介護5	819	634	1,303	1,518	1,416	1,601	266	379	7,936	

年度	区 分	岩国	柳井	周南	山口・防府	宇部・小野田	下関	長門	萩	計
令和12 (2030) 年度	要支援・要介護 認定者数	10,037 (22.5%)	5,889 (21.4%)	15,733 (20.7%)	22,163 (23.5%)	18,715 (23.3%)	21,674 (25.8%)	2,781 (23.4%)	4,063 (21.0%)	101,055 (23.1%)
	要支援1	995	776	1,909	4,025	2,325	4,008	224	561	14,823
	要支援2	1,356	602	2,075	2,892	2,225	2,895	313	502	12,860
	要介護1	2,391	1,387	4,021	5,433	4,844	4,992	624	956	24,648
	要介護2	2,050	994	2,498	3,435	3,174	2,955	585	638	16,329
	要介護3	1,235	811	1,825	2,302	2,391	2,313	415	475	11,767
	要介護4	1,192	707	2,002	2,413	2,245	2,859	350	561	12,329
要介護5	818	612	1,403	1,663	1,511	1,652	270	370	8,299	
令和17 (2035) 年度	要支援・要介護 認定者数	9,975 (23.8%)	5,838 (23.2%)	16,319 (22.3%)	23,909 (25.1%)	19,585 (25.3%)	21,583 (27.4%)	2,807 (25.0%)	4,017 (22.6%)	104,033 (24.7%)
	要支援1	970	746	1,910	4,247	2,337	3,902	221	544	14,877
	要支援2	1,336	590	2,115	3,079	2,261	2,877	316	499	13,073
	要介護1	2,382	1,380	4,143	5,856	5,082	4,972	629	948	25,392
	要介護2	2,045	990	2,615	3,731	3,359	2,965	598	630	16,933
	要介護3	1,234	815	1,933	2,524	2,518	2,325	424	475	12,248
	要介護4	1,192	714	2,126	2,673	2,423	2,883	347	558	12,916
要介護5	816	603	1,477	1,799	1,605	1,659	272	363	8,594	
令和22 (2040) 年度	要支援・要介護 認定者数	9,486 (23.4%)	5,467 (23.1%)	15,783 (21.6%)	24,636 (25.0%)	19,496 (25.4%)	20,411 (27.0%)	2,683 (26.1%)	3,825 (23.2%)	101,787 (24.5%)
	要支援1	896	666	1,770	4,187	2,202	3,510	196	486	13,913
	要支援2	1,226	535	1,999	3,113	2,172	2,656	294	461	12,456
	要介護1	2,238	1,274	3,941	5,993	4,992	4,677	579	891	24,585
	要介護2	1,978	940	2,552	3,915	3,376	2,838	582	612	16,793
	要介護3	1,185	782	1,917	2,677	2,589	2,269	419	471	12,309
	要介護4	1,172	686	2,143	2,850	2,500	2,834	348	555	13,088
要介護5	791	584	1,461	1,901	1,665	1,627	265	349	8,643	

(注) () 内の数値は、第1号被保険者に対する割合。

【表1-2-4】第1号被保険者における年齢区分別要支援・要介護認定率

【平成27(2015)年度】

(単位：人)

区 分	要支援1 要支援2 要介護1	要介護2 要介護3	要介護4 要介護5	計 a	高齢者数 b	認定率 a / b
要支援・要介護 認定者数	44,671	24,154	17,997	86,822	453,971	19.1%
全国	2,913,682	1,842,633	1,312,093	6,068,408	33,815,522	17.9%
うち65歳～ 74歳の高齢者	4,994 (11.2%)	2,420 (10.0%)	1,656 (9.2%)	9,070 (10.4%)	223,418 (49.2%)	4.1%
全国	386,752 (13.3%)	223,531 (12.1%)	145,626 (11.1%)	755,909 (12.5%)	17,449,216 (51.6%)	4.3%
うち75歳以上 の高齢者	39,677 (88.8%)	21,734 (90.0%)	16,341 (90.8%)	77,752 (89.6%)	230,553 (50.8%)	33.7%
全国	2,526,930 (86.7%)	1,619,102 (87.9%)	1,166,467 (88.9%)	5,312,499 (87.5%)	16,366,306 (48.4%)	32.5%

【平成30(2018)年度】

(単位：人)

区 分	要支援1 要支援2 要介護1	要介護2 要介護3	要介護4 要介護5	計 a	高齢者数 b	認定率 a / b
要支援・要介護 認定者数	45,988	24,478	17,956	88,422	464,449	19.0%
全国	3,122,134	1,958,977	1,371,474	6,452,585	35,251,602	18.3%
うち65歳～ 74歳の高齢者	4,854 (10.6%)	2,268 (9.3%)	1,515 (8.4%)	8,637 (9.8%)	221,017 (47.6%)	3.9%
全国	372,347 (11.9%)	216,669 (11.1%)	141,353 (10.3%)	730,369 (11.3%)	17,296,265 (49.1%)	4.2%
うち75歳以上 の高齢者	41,134 (89.4%)	22,210 (90.7%)	16,441 (91.6%)	79,785 (90.2%)	243,432 (52.4%)	32.8%
全国	2,749,787 (88.1%)	1,742,308 (88.9%)	1,230,121 (89.7%)	5,722,216 (88.7%)	17,955,337 (50.9%)	31.9%

(注) ()内の数値は、要支援・要介護認定者数に対する割合。

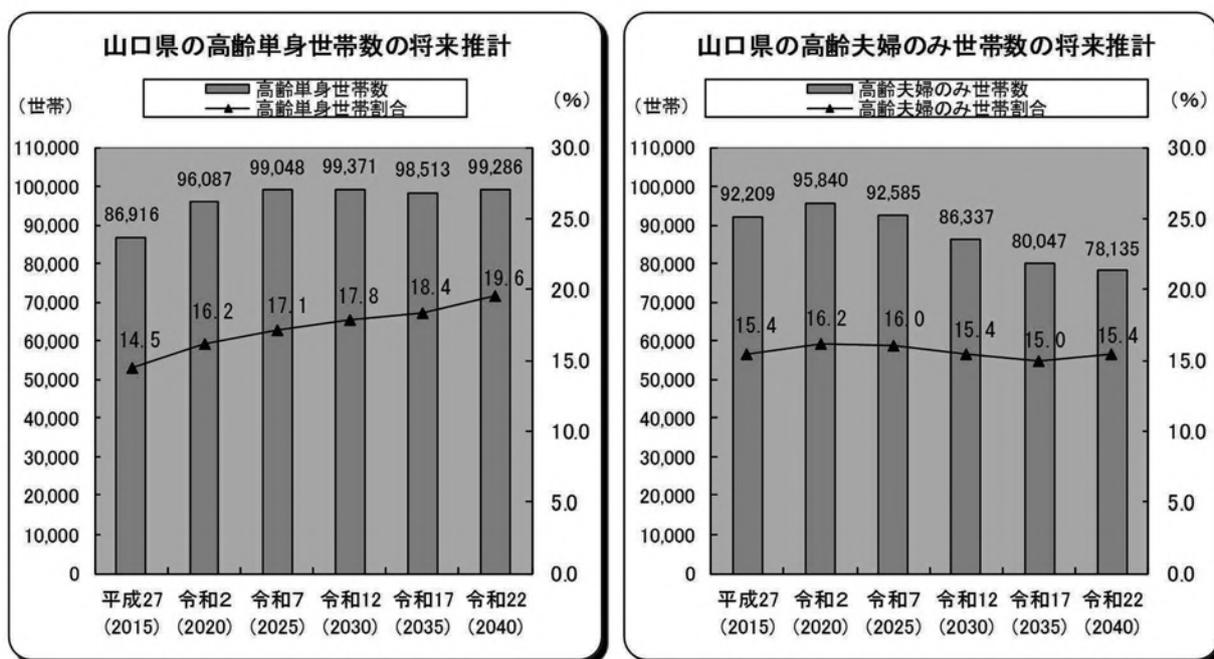
[資料] 「介護保険事業状況報告」(厚生労働省)

(3) 高齢単身世帯の増加

高齢夫婦のみ世帯数については、令和2(2020)年の約9万6千世帯をピークとして、令和7(2025)年には約9万3千世帯、令和22(2040)年には約7万8千世帯と減少に転じる見込みですが、高齢単身世帯数については、平成27(2015)年の約8万7千世帯から令和7(2025)年には約9万9千世帯と今後も増加し、令和22(2040)年でも約9万9千世帯と高い水準で推移することが見込まれています。

また、一般世帯に対する割合については、平成27(2015)年には高齢単身世帯では全国で4番目、高齢夫婦のみ世帯では全国で最も高く、今後も全国でも有数の状態が続くことが予測されています。

【図1-2-3】山口県の高齢単身世帯等の将来推計



(注) 高齢単身世帯・高齢夫婦のみ世帯：世帯主の年齢が65歳以上の世帯。

[資料] 平成27(2015)年：「国勢調査」(総務省)

令和2(2020)年以降：「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)(平成31年4月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

【表1-2-5】一般世帯に対する高齢単身世帯等の割合と全国順位

区分	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)
高齢単身世帯 〔全国順位〕	14.5% 〔4位〕	16.2% 〔4位〕	17.1% 〔5位〕	17.8% 〔6位〕	18.4% 〔9位〕	19.6% 〔13位〕
高齢夫婦のみ世帯 〔全国順位〕	15.4% 〔1位〕	16.2% 〔2位〕	16.0% 〔4位〕	15.4% 〔5位〕	15.0% 〔11位〕	15.4% 〔10位〕

[資料] 平成27(2015)年：「国勢調査」(総務省)

令和2(2020)年以降：「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)(平成31年4月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

(4) 認知症の人の増加

認知症の人については、平成24(2012)年の6.3万人から、令和7(2025)年には9万人前後になり、65歳以上高齢者に対する割合は、現状の約7人に1人から約5人に1人に上昇すると見込まれています。

【表1-2-6】 認知症の人の将来推計

区 分		平成24年 (2012)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)
各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計	山口県	6.3万人	6.8万人	7.8万人	8.5万人	8.8万人
	全 国	462万人	517万人	602万人	675万人	802万人
	有病率	15.0%	15.2%	16.7%	18.5%	20.7%
各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計	山口県	6.3万人	6.9万人	8.2万人	9.2万人	10.4万人
	全 国	462万人	525万人	631万人	730万人	953万人
	有病率	15.0%	15.5%	17.5%	20.0%	24.6%

- (注) 1) 山口県：平成24(2012)年については「人口推計」(総務省)、平成27(2015)年については「国勢調査」(総務省)、令和2(2020)年以降については「日本の都道府県別将来推計人口(平成30年3月推計)」の65歳以上人口数に有病率を乗じたもの。
2) 全国、有病率：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業)

(5) 高齢者の住居の状況

高齢者がいる世帯の住居は、持ち家の割合が85.6%、借家の割合が14.1%となっており、借家の割合が増加しています。

【表1-2-7】 高齢者がいる世帯の住居の状況

(単位：世帯)

区 分		総数	持ち家	借家	住宅以外
平成12年 (2000)	山口県	229,062	200,120 (87.4%)	28,479 (12.4%)	463 (0.2%)
	全 国	千世帯 15,045	千世帯 12,619 (83.9%)	千世帯 2,386 (15.8%)	千世帯 40 (0.3%)
平成17年 (2005)	山口県	246,763	214,458 (86.9%)	31,628 (12.8%)	677 (0.3%)
	全 国	千世帯 17,204	千世帯 14,320 (83.2%)	千世帯 2,839 (16.5%)	千世帯 45 (0.3%)
平成22年 (2010)	山口県	263,709	227,676 (86.3%)	35,460 (13.5%)	573 (0.2%)
	全 国	千世帯 19,338	千世帯 15,917 (82.3%)	千世帯 3,372 (17.4%)	千世帯 49 (0.3%)
平成27年 (2015)	山口県	284,825	243,884 (85.6%)	39,987 (14.1%)	954 (0.3%)
	全 国	千世帯 21,713	千世帯 17,717 (81.6%)	千世帯 3,911 (18.0%)	千世帯 85 (0.4%)

- (注) 1) () の数値は、総数に対する割合(構成比)。
2) 「住宅以外」には、寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物を計上。

[資料] 「国勢調査」(総務省)

(6) 高齢者の就業の状況

高齢者の就業者は、就業者総数の15.2%を占めており、年々増加しています。

年齢階級別有業率は、概ね55歳以上から徐々に低下していますが、内閣府の調査によると、少なくとも65歳くらいまで働きたいと回答した人は98.6%、少なくとも70歳くらいまで働きたいと回答した人は87.0%となっており、就業意欲は高くなっています。

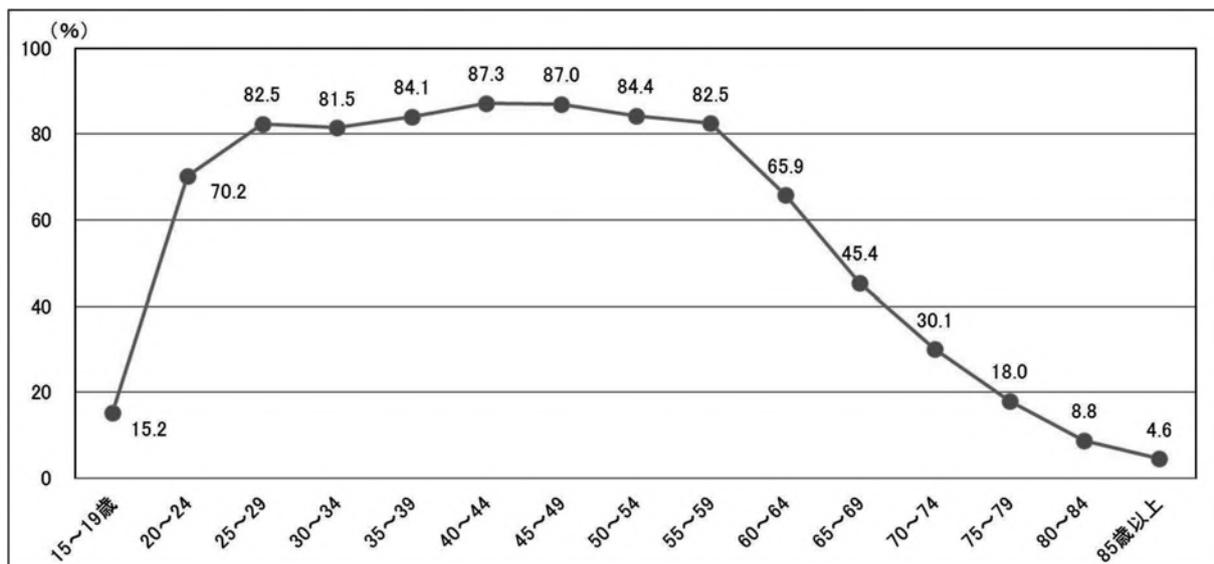
【表1-2-8】 65歳以上就業者数と就業者総数に占める割合

(単位：人)

区 分	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	増減	平成22年 (2010)	増減	平成27年 (2015)	増減
就業者総数(15歳以上)	746,704	716,331	▲ 30,373	665,489	▲ 50,842	645,035	▲ 20,454
65歳以上就業者数	81,160	82,988	1,828	79,725	▲ 3,263	98,032	18,307
就業者総数に占める割合	10.9%	11.6%	0.7%	12.0%	0.4%	15.2%	3.2%

[資料] 「国勢調査」 (総務省)

【図1-2-4】 山口県年齢階級別有業率



[資料] 「平成29年就業構造基本調査」 (総務省)

【表1-2-9】 就労希望年齢

(単位：%)

区分	働けるうちは いつまでも	80歳くらい まで	75歳くらい まで	70歳くらい まで	65歳くらい まで	仕事をしたい と思わない	不明・無回答
区分別	36.7	7.6	19.3	23.4	11.6	0.8	0.6
該当区分まで計	36.7	44.3	63.6	87.0	98.6	99.4	100.0

[資料] 「令和元年度 高齢者の経済生活に関する調査」 (内閣府)

(注) 調査対象は、全国の60歳以上の男女。現在収入のある仕事をしている者の集計。

(7) 高齢者の社会活動等の状況

社会活動に参加している高齢者の割合は、令和元年度には79.0%となり、「高齢者などシニアが活躍することができる社会づくりが進んでいる」と感じている県民の割合は年々増加しています。

【表1-2-10】社会活動に参加している高齢者の割合

区 分	平成25年度 (2013)	令和元年度 (2019)
山 口 県	73.0%	79.0%

[資料] 「中高齢及び高齢者の社会参加等に関する県民意識調査」 (長寿社会課)

【表1-2-11】高齢者などシニアが活躍することができる社会づくりが進んでいると感じている県民

回 答	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)
「そう思う」 「どちらかといえばそう思う」	33.1%	35.8%	39.7%

[資料] 「県政世論調査」 (広報広聴課)

3 介護人材の需給推計

(1) 推計の趣旨

高齢化の進行により介護ニーズが増加する中、介護人材を安定的に確保することが必要です。

このため、本県において将来必要となる介護職員の需要数・供給数の推計を行い、中長期的な視点で介護人材の確保・育成に向けた取組を推進します。

(2) 介護職員の需要・供給の推計

ア 推計対象

介護保険施設・事業所に勤務する介護職員を推計の対象とします。

イ 推計結果

近年における介護労働市場等の状況に基づき推計した場合、令和7(2025)年には2,420人、令和22(2040)年には2,707人の介護職員の不足が見込まれます。

【表 1-3-1】介護職員の需要・供給の推計

区 分	①需要推計	②供給推計	介護職員 の不足数 (①－②)
令和元年 (2019)	27,421 人	27,421 人	-
令和5年 (2023)	30,601 人	28,466 人	2,135 人
令和7年 (2025)	31,260 人	28,840 人	2,420 人
令和12年 (2030)	32,492 人	29,485 人	3,007 人
令和17年 (2035)	33,183 人	29,859 人	3,324 人
令和22年 (2040)	32,782 人	30,075 人	2,707 人

- (注) 1) 需要推計については、市町が推計した介護サービス利用見込者数に介護職員の配置率(サービス利用者に対する介護職員数)を乗じて推計。
 2) 供給推計については、離職率、離職者の介護分野への再就職率、入職者数を予測し、推計。
 3) 介護職員数は実人数で推計(通所リハビリテーションの職員数を含まない)。

第2章 計画の基本目標

第2章

今後、高齢化がさらに進行していく中で、生涯にわたり、だれもが健康でいきいきと活躍し、住み慣れた家庭や地域でできる限り自立し、安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進や高齢者の多様な社会参画の促進に向けた取組を一層進めることが重要です。

このため、次のような基本目標及び計画推進の基本的方向に沿って、様々な分野にわたる高齢者施策を総合的に推進します。

1 基本目標

だれもが生涯にわたり、住み慣れた家庭や地域で、
安心していきいきと暮らせる社会づくり

2 計画推進の基本的方向

基本目標の実現に向け、計画推進の基本的方向を「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「高齢者が活躍する地域社会の実現」とし、具体的な施策を実施していきます。

【地域包括ケアシステムの深化・推進】

本県は全国に先行して高齢化が進行していますが、令和7(2025)年には、団塊の世代が75歳以上となり、高齢単身世帯や認知症の人等の一層の増加が見込まれています。

このため、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能としていくためには、医療、介護、予防、住まい及び生活支援の各サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を地域の実情に合わせて深化・推進していくことが一層重要となります。

【図2-1】地域包括ケアシステムの姿



【高齢者が活躍する地域社会の実現】

高齢化が進行する一方で、就労や自治会活動、老人クラブ活動、趣味・スポーツ・文化活動など、何らかの形で社会活動に参画している高齢者は増加しています。

このため、高齢期を迎えても、地域を支える担い手として、いきいきと活躍することができるよう、高齢者の方々が、これまで培ってこられた豊かな知識や様々な経験を幅広い分野で活かし、積極的に役割を果たしていく社会づくりを進めることが重要です。

3 施策体系

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

第1	地域包括ケアシステムの基盤強化
	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の連携体制の強化 2 地域包括支援センターの機能強化 3 地域ケア会議の推進 4 地域住民等の参加の促進
第2	自立支援、介護予防・重度化防止の推進
	<ol style="list-style-type: none"> 1 自立した日常生活・在宅生活への支援 2 健康づくりと介護予防・重度化防止の推進 3 地域における支援の充実
第3	介護サービスの充実
	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護サービスの見込量と提供体制の整備 2 介護サービスの円滑な提供
第4	介護保険制度運営の適正化
	<ol style="list-style-type: none"> 1 安定的な制度運営のための体制づくり
第5	在宅医療・介護連携の推進
	<ol style="list-style-type: none"> 1 在宅医療・介護に関する理解促進 2 在宅医療・介護提供体制の充実 3 関係者が連携した総合的な在宅医療・介護サービスの提供
第6	認知症施策の推進
	<ol style="list-style-type: none"> 1 認知症に関する理解促進と本人発信支援 2 認知症の予防及び容態に応じた施策の推進 3 若年性認知症の人に対する支援 4 認知症の人や家族が希望をもって暮らせる地域づくり
第7	人材の確保と資質の向上及び業務の効率化と質の向上
	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉・介護人材の養成と確保 2 福祉・介護人材の資質の向上 3 労働環境・処遇の改善 4 業務の効率化と質の向上

II 高齢者が活躍する地域社会の実現

第1	社会参画の促進
	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者の活力発揮による多様な社会参画の促進
第2	就労に向けた支援
	<ol style="list-style-type: none"> 1 働く環境づくりと就業機会の確保・就業支援

【図2-2】 施策体系図

